令和6年7月26日 阪和興業健康保険組合 理事長 中川洋一

組合規程の制定及び改廃について

下記のとおり組合規程の制定及び改廃を行いました旨を管轄の近畿厚生局に届出をいたしましたので、組合規約第52条の規定により公告いたします。

記

規程名	区分	変更内容
組合会議員選挙執行規程	変更	別紙1のとおり
個人情報保護管理規程	変更	別紙2のとおり
高額医療費資金貸付規程	廃止	_

以上

組合会議員選挙執行規程 新旧条文対照表

新	旧
(選挙人名簿の調製)	(選挙人名簿の調製)
第4条 (略) 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、 <u>被保険者等記号番号</u> および姓名を記載しなければ ならない。 3~4 (略)	第4条 (略) 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、生年月日、 <u>被保険者証の記号番号</u> および姓名を記載しなけれ ばならない。 3~4 (略)
<u>附則</u> この規程は令和6年7月19日から施行する。	

以上

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法 律」(平成15年5月30日・法律第57号。以 下「法」という。)及び「行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律」(平成25年5月31日・法律第27号。以 下「番号法」という。)、「健康保険組合等にお ける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス について」(平成29年4月14日保発0414 第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダ ンス」という。)、「特定個人情報の適正な取扱 いに関するガイドライン(事業者編)」(以下 「特定個人情報ガイドライン」という。)、「健 康保険組合における個人情報保護の徹底につい て」(平成14年12月25日保保発第1225 001号厚生労働省保険局保険課長通知。) に基 づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、阪和興 業健康保険組合(以下「組合」という。)が保有 する個人情報の漏えい・滅失又はき損等(以下 「漏えい等」という。)を防止し、個人情報保護 の徹底を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で用いる用語の定義は、本規程で 定めがない限り、法及び番号法で定めるところに よる。

 $2 \sim 3$ (略)

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 組合が取得する個人情報の利用目的は、 原則としてあらかじめ組合のホームページ等で公 表し、あらかじめ公表していない利用目的で個人 情報を取得したときは、速やかにその利用目的を 本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表 旧

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法 律」(平成15年5月30日・法律第57号。以 下「法」という。)及び「行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律」(平成25年5月31日・法律第27号。以 下「番号法」という。)、「健康保険組合等にお ける個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス について」(平成29年4月14日保発0414 第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダ ンス」という。)、「特定個人情報の適正な取扱 いに関するガイドライン(事業者編)」(以下 「特定個人情報ガイドライン」という。)、「健 康保険組合における個人情報保護の徹底につい て」(平成14年12月25日保保発第1225 001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下 「保険課長通知」という。) に基づき、個人情報 保護の重要性にかんがみ、阪和興業健康保険組合 (以下「組合」という。) における被保険者及び その被扶養者(以下「被保険者等」という。) 等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又は き損等(以下「漏えい等」という。)を防止し、 個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。

(個人情報の定義)

第2条 本規程による個人情報とは、法第2条第 1項に定める特定の個人を識別することができる ものをいい、紙に記載されたものであるか、写 真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情 報処理装置等のシステムにより処理されているか は問わない。また、この組合における個人情報は 原則として別表1に掲げるものとする。

- 2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2 条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人 情報をいう。
- 3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条 第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等 が含まれる個人情報をいう。

 $\underline{4} \sim \underline{5}$ (略)

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、またはホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表してい

することとする。

2 個人情報の利用目的の変更は、前の利用目的 と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行 うこととし、利用目的を変更したときは、変更さ れた利用目的について、本人に通知し、又は組合 のホームページ等で公表することとする。

(個人データの第三者への提供)

第4条 法第27条第1項に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人データの提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

- 2 当該<u>個人データ</u>が特定個人情報である場合、 本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に 定める場合を除き、提供してはならない。
- 3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定め る場合を除き、個人データを第三者<u>(法第16条</u> 第2項各号に掲げる者を除く。次項において同 じ。)に提供する場合、様式第1号に定める記録 を作成するとともに個人データを提供した日から 3年間保存しなければならない。
- 4 法第<u>27</u>条第1項<u>各号又は第5項各号に定め</u> <u>る</u>場合を除き、第三者から<u>個人データ</u>の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成すると ともに<u>個人データ</u>の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当 者の責務等)

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任 するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよ う、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対す る教育訓練、外部委託業者の監督、<u>保有個人デー</u> タの開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人 ĺΗ

る場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険 者等本人に通知し、または前記手段等を用いて公 表する。

- 2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2に より定める利用目的の達成に必要な範囲を超え て、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、 利用目的と関連性を有すると合理的に認められる 場合は、本人に対し通知又は公表することにより 変更できるものとする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる場合については、 適用しないものとする。 (一~四 略)
- 4 第1項の場合において、特定個人情報の利用 目的は、番号法第10条に定める利用範囲において 特定しなければならない。
- 5 第2項、第3項にかかわらず、特定個人情報 については本人の同意有無にかかわらず、番号法 第9条に定める範囲において特定した利用目的を 超えて、取扱ってはならない。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法第23条第1項に定める除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

- 2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本 人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定 める場合を除き、提供してはならない。
- 3 法第<u>23</u>条第1項<u>に定める除外事項等ガイダンスⅢ7(1)に定める</u>場合を除き、<u>個人情報</u>を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに<u>当該記録</u>を提供した日から3年間保存しなければならない。
- 4 法第<u>23</u>条第1項<u>に定める除外事項等ガイダンスⅢ8(1)に定める</u>場合を除き、第三者から<u>個人情報</u>の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに<u>当該記録</u>の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。

(個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当 者の責務等)

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任 するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよ う、各種安全対策の実施、組合の役職員等に対す る教育訓練、外部委託業者の監督、<u>個人情報に関</u> する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人

情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理 事長など役員とともに、その責任を負うものとす る。

2 (略)

(守秘義務)

第8条 役職員及び組合会議員は、<u>業務上知り得</u>た秘密を他に漏らしてはならない。 その職務を退いた後においても同様とする。

(安全管理措置)

第9条 個人データの保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人データの整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、個人データへの不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、理事会において別に定める。

(死者に関する情報の管理)

第10条 組合が保有する死者に関する情報は、漏えい等の防止のため、<u>個人データ</u>と同等の安全 管理措置を講じる。

(個人データの廃棄及び消去)

第11条 個人データを廃棄又は消去するとき は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人デー 夕を読取不可能な状態にしなければならない。

<u>2</u> 前項に定めるもののほか、<u>個人データ</u>の廃棄 及び消去のため必要な事項に関しては、理事会に おいて別に定める。 ΙH

情報保護に関して必要な措置の全般を管理し、理 事長など役員とともに、その責任を負うものとす る。

2 (略)

(守秘義務)

第8条 役職員及び組合会議員は、<u>被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。</u>その職務を退いた後においても同様とする。

(個人情報の管理)

第9条 被保険者等の個人情報が記載された文書等(帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。 以下同じ。)の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、<u>被保険者等の個人</u> 情報への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要 な事項に関しては、理事会において別に定める。

(死者に関する情報の管理)

第10条 組合が死者に関する情報を保存している場合には、組合は漏えい等の防止のため、<u>個人</u>情報と同等の安全管理措置を講じる。

(個人情報の廃棄及び消去)

第11条 被保険者等の個人情報が記載された文 書等の廃棄を行う場合は、個人情報取扱責任者の 指示に従い、個人情報を読取不可能な状態にしな ければならない。

- 2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又 は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場 合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハード ディスク内のデータを復元不可能な状態にしなけ ればならない。
- 3 特定個人情報については、必要でなくなった 場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場 合、前二項に定める方法により、可及的速やかに 廃棄又は消去しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、<u>個人情報</u>の廃棄 及び消去のため必要な事項に関しては、理事会に おいて別に定める。

(委託先の監督)

(委託先の監督)

第13条 <u>個人データ</u>に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

第14条 <u>個人データ</u>に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

- (1) 法令、関連通知及びガイダンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。
- (2) <u>個人データを受託業務以外に</u>利用しないこ と。
- (3) 個人データの漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- (4) <u>個人データ</u>の漏えい等により損害が生じた 場合には、損害賠償を行うこと。
- (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託 契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を 徴することができること。
- (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。
- (7) 組合との直接の契約関係<u>(組合が再委託について許諾している場合を含む。)</u>を伴わない再委託を行わないこと。

(保有個人データの開示)

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤 報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書(以下 「レセプト」という。)の開示に当たっては、

「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。

2 (略)

(保有個人データの訂正及び利用停止等)

第17条 本人から、<u>法第34条第1項に定める</u> <u>訂正等</u>を求められた場合及び<u>法第35条第1項に</u> <u>定める利用停止等</u>を求められた場合は、組合の

「保有個人データ(診療報酬明細書等を除く)の 開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り 処理を行う。 IΗ

第13条 組合の被保険者等の個人情報に関する 業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人 情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、 必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部委託)

第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

- (1) 法令、関連通知及びガイダンス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。
- (2) 被保険者等の個人情報を、組合の事業目的以外に利用しないこと。
- (3) 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- (4) 被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。
- (5) 組合の個人情報取扱責任者は、随時、委託 契約に関する調査を行い、説明を求め及び報告を 徴することができること。
- (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。
- (7) 組合との直接の契約関係を伴わない再委託を行わないこと。

(保有個人データの開示)

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書(<u>老人医療に係るものを除く。</u>以下「レセプト」という。)の開示に当たっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について」(平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保険局保険局長通知)に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。2(略)

(保有個人データの訂正及び利用停止等)

第17条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において限定

別紙2 新 的に明記された場合に違反して違法に第三者に提 供されるなどの理由によって、データの利用の停 止又は消去(以下「利用停止等」という。)を求 められた場合、組合の「保有個人データ(診療報 酬明細書等を除く)の開示・訂正・利用停止等に 係る取扱要領」に則り処理を行う。 (個人情報相談窓口の設置) (個人情報相談窓口の設置) 第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情 第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情 (以下「苦情等」という。) の適切な処理を行う の適切な処理を行うため、組合に個人情報相談窓 ため、組合に個人情報相談窓口を設置する。 口を設置する。 2 本人から苦情等の申し出があった場合は、苦 2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合 情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任 は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取 者に報告しなければならない。 扱責任者に報告しなければならない。 (損害賠償) (損害賠償) 第20条 故意または重大な過失による個人デー 第20条 故意、過失による個人情報の漏えい等 タの漏えい等により、損害を及ぼした者は賠償の により、損害を及ぼした者は賠償の責を負う。 責を負う。

(漏洩等の事故にかかる対策)

第22条 (略)

2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める 対応のほか、ガイダンスⅢ4(5)に定める対応 並びに地方厚生局への報告を速やかに実施するも のとする。

別表 1 、 2 (廃止)

附則

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

(漏洩等の事故にかかる対策)

第22条 (略)

2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める 対応のほか、ガイダンスⅢ4(5)に定める二次 被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁 への報告を速やかに実施するものとする。

> 別表1、2 (略)